

私たち こんな活動しています!

●裁判官制度等改革推進委員会

【副委員長】大林 憲司(51期)
Kenji Obayashi



1. 当委員会について

裁判官制度等改革推進委員会は、平成19年に、それまで個別に活動していた裁判官選考検討委員会と司法改革推進二弁本部弁護士任官部会及び同裁判官増員部とが統合して発足した委員会です。

令和2年度の委員長は笹井武人先生(54期)であり、2名の副委員長と合わせて36名の委員と幹事で構成されています(令和3年3月現在)。

当委員会は、①裁判官人事評価に関する情報及び再任期裁判官に関する情報の収集(取次)活動を行う裁判官選考検討部会、②弁護士任官推進に関する広報活動や常勤裁判官候補者及び非常勤裁判官候補者の募集等を行う弁護士任官推進部会、及び、③裁判官増員部会の計3部会で構成されています(但し、①と③は合同部会となっています)。

2. 当委員会の活動について

前述のとおり当委員会の活動は、(1)裁判官選考検討・増員部会と、(2)弁護士任官推進部会とで、それぞれ行っています。

それぞれの部会の活動内容については後述のとおりですが、実際には、現職裁判官の評価情報(マイナス評価情報を含む)を積極的に収集することを目的とした部会と、弁護士が裁判官等に任官することを支援する部会という、全く異なった活動と一緒にしている委員会でもあります。

(1) 裁判官選考検討・増員部会について

こちらの部会の主な活動は、現職の裁判官情報の収集です。その収集した情報は、以下の目的で使用されるものです。

一つは、裁判官の任命過程に国民の意思を反映させることを目的として施行された「下級裁判所裁判官指名諮問委員会規則」によって設置された指名諮問委員会から、任命希望者(特に再任)の適否につき、弁護士や検察官に意見が求められています。

もう一つは、裁判官の人事評価を行うために施行された「裁判官人事評価に関する規則」により、裁判所は、裁判官の人事評価について、裁判所内部の評価だけでなく、裁判所外部からの情報についても配慮することになりました。

これら最高裁判所規則に基づく裁判官の情報は、裁判官の再任や人事評価の情報として利用されることはもちろん、どのような裁判官が必要とされているかを提示する重要な外部情報として、指名諮問委員会や裁判所で利用され、裁判官の人事に関して影響を与えています。

これらの情報を、当会会員の皆様にできるだけ多く裁判所等へご提供いただくため、当委員会としては、各委員会からご選任いただいた裁判官情報収集モニターの方々にはもちろんのこと、全ての当会会員の皆様にも、適宜の時期に、二弁通信や二弁eニュースなどによって裁判官情報の提供依頼を差し上げておりますので、ご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、詳細については、当会の会員サービスサイト(<https://niben.jp/member/>)の「書式・マニュアル」内の「裁判官評価票(11.その他)」に掲載しておりますので、是非そちらもご覧ください。

(2) 任官推進部会について

こちらの部会の主な活動は、弁護士が裁判官(又は検察官)として任用されることを目的として、

その広報活動及び希望者の募集を行っています。

一つは、日弁連と最高裁判所との「弁護士任官等に関する協議の取りまとめ」に基づき、日弁連の推薦によって「常勤任官（通常の裁判官と同様の常勤裁判官になること）」になる制度があります。

もう一つは、①常勤裁判官への任官促進と②調停の充実・活性化を目的として、民事調停法又は家事事件手続法に規定されている、弁護士の資格を有したまま週一日、民事調停又は家事調停に関して裁判官と同等の権限をもって手続を主宰する「非常勤裁判官（法律上の名称は民事調停官又は家事調停官）」になる制度もあります。

そのため、当委員会においては、これらの採用情報を全会員に提供するとともに、その任官を希望する個別の会員に対して、採用されるための適切な情報やアドバイスを個別に提供するなどしています。

また、毎年、東京三会及び関弁連と合同で「弁護士任官に関する説明会」を実施するなど、広範囲の広報活動等を行っています。

さらには、弁護士任官が内定した弁護士（他会を含む）に対して、元裁判官の当会会員による「任官サポート研修」（常勤裁判官が対象です）を実施するなどしています。

他方で、当会会員の現職の非常勤裁判官の方々との意見交換会を実施するなどもしています。

3. 当委員会のこれから

当委員会は正直なところ、いわゆる実働委員が非常に少なく、前述の活動を最低限度で維持するのが精一杯の状態です（他方で元裁判官の委員等には多大なご協力をいただいております）。

つきましては、現在委員等として所属されている会員の方々（会員サービスサイトで確認できます！）には、是非とも委員会にご出席いただき、少しでも構いませんので当委員会の活動にご参加いただけますと幸いです。また、当委員会では指名諮問委員会及び東京地域委員会からの報告等、任官に関する情報が随時提供されていますので、常勤、非常勤裁判官への任官に興味のある会員の

方々にも、是非当委員会に委員又は幹事としてご参加いただければと思います。

当委員会の活動は、弁護士会としても非常に大切な活動の一つであると思いますので、当委員会に所属されていない当会会員の皆様にも、裁判官評価票の提出及び弁護士任官の応募に、積極的にご協力いただければと思います。

4. 若手委員のコメント

62期 西浦善彦 Yoshihiko Nishiura

私は、自身が訴訟代理人を務めた民事訴訟で、ある裁判官の訴訟指揮に触れたことがきっかけで、この委員会への参加を希望しました。その裁判官の訴訟指揮は、公平かつ適切であり、当方のみならず相手方の弁護士、依頼者も納得する解決に導いてくれました。事件の適切な解決とは判決や和解という結果だけでなく、その過程を通じて、当事者に納得感を持たせるものだと考えますが、その過程での裁判官の立ち振る舞いは、外部から見えないものです。そのため、訴訟代理人を務める我々弁護士が正当な評価を加え、その結果が裁判官の評価に繋がれば、それは意味のある作業と考えています。また、そのような評価の蓄積を参考に、弁護士任官の手続に参加することで、より適切な人材を推薦し、裁判手続を利用する方々が一人でも多く納得する解決を実現できればと考えています。是非、若手弁護士の先生方もこの委員会に入って一緒に活動しましょう。

